



南ひだ

森林組合だより

- 発行 南ひだ森林組合 下呂市乗政25-1
- TEL 0576-26-3551 FAX 0576-26-3557

令和4年1月 No.37



令和3年11月15日に中原小学校主催の林業体験の中で、生徒の皆さんに植栽と植栽木に対する獣害防除作業の体験学習を行いました。引き続き、高性能林業機械を見学してもらいました。（下呂市三ツ淵地内にて）

右記のとおりホームページを
開設しています

ホームページアドレス

<https://minamihida-f.org/>

組合事業等の情報を分かりやすく紹介していますので、ぜひご利用ください。

組合長あいさつ

南ひだ森林組合 代表理事組合長 細江 広 伸

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

組合員の皆様におかれましては健やかに新年を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

日頃より当組合の運営、事業の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年の森林林業を取り巻く情勢は、戦後、先人の努力により造林された人工林が本格的な利用期を迎え、その豊富な森林資源を有効に活用し、循環的な利用を推進することにより、林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適正な管理の実現を図ることが重要であるとされています。また、近年の相次ぐ豪雨は予想を上回るものであり、豪雨災害の発生に備えた、防災・減災に向けた治山対策の重要性が増しており、適正な森林管理が求められています。地球温暖化の防止に関し、国は2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現を目指すと言明し、森林を間伐等で適正に整備・保全することにより、二酸化炭素吸収量の確保し、木材製品は製造・加工時のエネルギー消費が少なく、炭素の貯蔵効果もあることから木材の利用拡大を図る動きが加速されています。持続可能な世界を実現する為の世界的な取組SDGs（持続可能な開発目標）における森林・林業・木材産業の役割が重要とされています。このように森林林業を取り巻く状況は大きく変化しており、森林環境譲与税、森林管理制度等の新たな制度が導入され、木材の利用拡大においては、平成22年度に制定された「公共建築物における木材の利用促進に関する法律」が、昨年10月「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用促進に関する法律」として改正され施行されました。この法律は森林資源が本格的な利用期を迎える中、木材の利用を促進することが地球温暖化防止や循環型社会の形成等に貢献する事から、国や地方公共団体が率先して木材利用に取り組むことで、木材利用を促進することが目的とされていました。そんな中、建築用木材の強度や耐火等の技術革新がなされ、木材を利用するための制度的な環境整備も進められ、商業テナントビルなどの民間の商業用建築物にも木材が利用されるようになり、今回の改正により公共建築物だけでなく、民間の建築物を含む建築物一般での木材利用を促進するため、法律の目的が明確化されるとともに、施策の拡充・体制が強化されることとなりました。これを受け、経済・建築・木材供給関係等の団体による官民協議会「ウッド・チェンジ協議会」が設立され、民間分野での木材利用を広げていく「ウッド・チェンジ・ネットワーク」が各地で立ち上がり、身近な飲食店、コンビニ等の企業も木材利用に取り組んでいます。このように森林林業にとって追い風が吹く中、昨年3月頃から木材価格が高騰いたしました。「ウッドショック」と呼ばれていますが、世界的な木材の需給バランスが変わった事で、輸入材が不足し材木利用を国産材にシフトしたこと、それにより国産材も不足し価格が高騰しました。現在は高止まりとなっていますが、下呂総合木材市場では、桧の平均価格が昨年の約2倍となっています。このような事態を受け、輸入材を取り扱う業者は、今後の輸入製品の供給リスクを想定し国産材にシフトしていく業者が増え、国産材への構造転換が進められて行くと考えます。輸入材の供給難による木材価格の高騰や供給不足といった状況下で、重要なのは国産材の安定供給体制の構築であります。

森林組合は、森林所有者の協同組織であり、地域の適正な森林管理と林業の中核的な担い手として重要な役割を果たすべき当組合に対する期待は益々高くなるものと考えます。今後、より一層適正な森林整備推進や木材生産量の拡大、木材販売の強化、作業の省力化・効率化を進め、さらなる生産性の向上を図り、森林所有者への利益還元に努めるとともに、組合員の皆様の経済的、社会的地位の向上に努め、地域林業の活性化・発展に貢献して参ります。

本年も組合員の皆様に信頼される南ひだ森林組合を目指し、役職員一体となり努力して参りますのでより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、組合員の皆様の御健勝と今年もよい年でありますようお願い申し上げます、年頭の御挨拶とさせていただきます。

世界情勢と木材需給

今年の夏頃から、ウッドショックという言葉がメディア等でよく耳にするとと思いますが、ウッドショックとは何か？それが組合員の皆様にどのように影響しているのかを紹介させていただきます。

ウッドショックによる木材動向と価格の推移について

新型コロナウイルス感染拡大により、各産業への多大な影響が出ていますが、林業界についても令和2年7月頃から、日本国内での住宅着工戸数減少や、段ボール製品等の需要減少により木材の使用量が激減したため木材流通が停滞し、木材の価格が下落していました。

しかし、世界的に令和3年初頭から、コロナ禍の影響によりアメリカでは、サラリーマンの在宅勤務が増え、住宅ローンの低金利政策が取られた事によって、主要都市郊外に住宅を新しく建てるという現象がおき木材需要が高まりました。

また中国の経済状況やヨーロッパでの木材生産調整等の木材需給バランスが崩れた事や、各産業での輸送用のコンテナ不足も重なり、日本国内で輸入木材が入手困難となりました。

これらの事情により、日本国内の大手住宅メーカーは6割～7割の輸入木材を国産材にシフトし、国産材の需要は高まりましたが、国内の林業従事者数が増えていない等の理由から、需要に対する供給が追いつかず、木材不足となり木材価格が高騰しました。

この様な現象がウッドショックとされています。

木材価格の動向

令和3年12月現在の木材価格（税込）の状況です。

- ヒノキ材は、A材（柱材を中心とした建築用材等）平均26,500円/m³
B材（集成用材等）14,300円/m³
C材（パルプ用材等）7,450円/m³となっています。

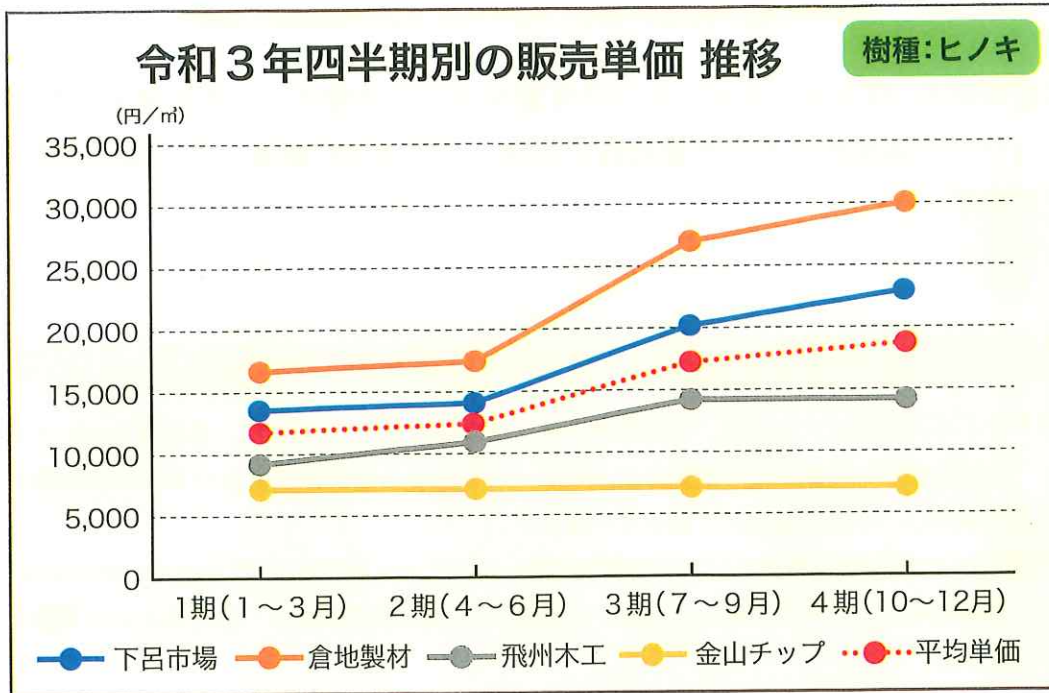
特に国内流通量の多い柱材や土台材（末口16cm～20cm）が、品薄となり高騰した結果、今まで集成用材やパルプ用材になっていた欠点材（枝虫材等）が、柱材や土台材としても利用されています。
（ヒノキ柱直材 市売実績 36,000円/m³）

- スギ材は、A材（建築用材等）平均17,100円/m³
B材（合板用材）11,600円/m³
C材（パルプ用材）7,450円/m³となっています。

今後に関しては、コロナ禍でもあり、木材流通の先行きは不透明な部分もありますが、木材価格の動向は売り手が有利な状況が継続すると思われます。

この先の流通動向を把握しながら組合員の皆様に有利な事業展開を進めていきたいと考えています。

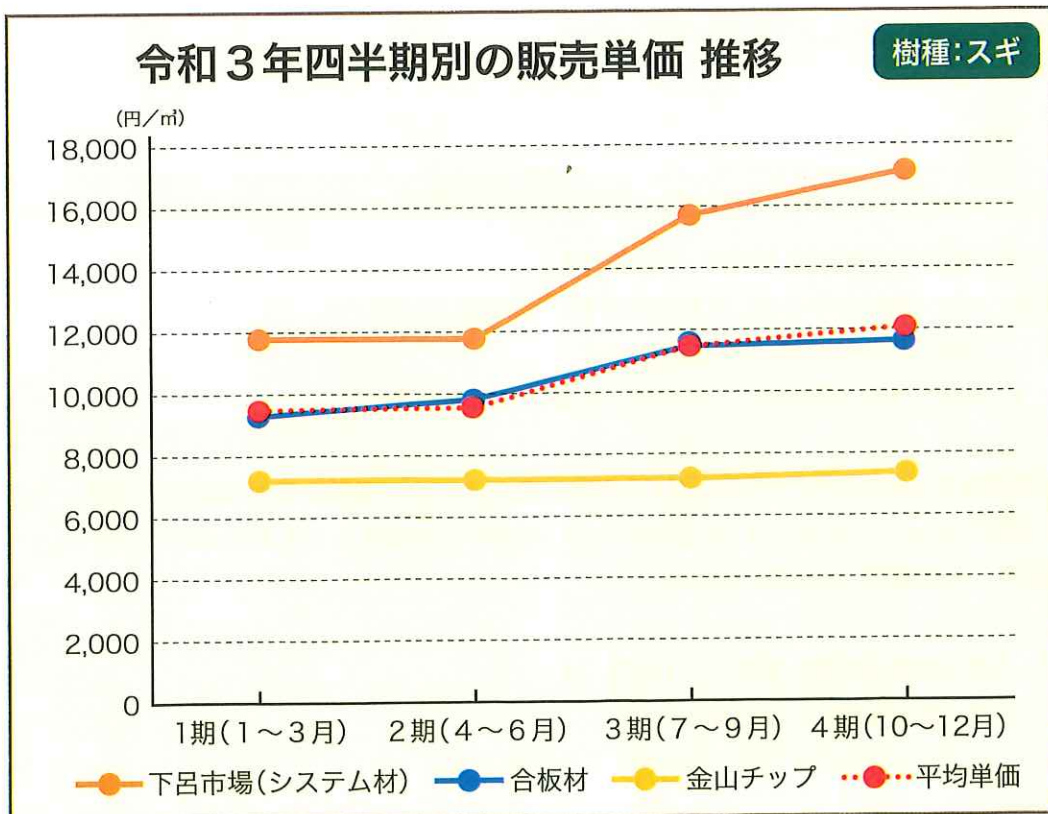
令和3年度の当組合での木材の取り扱い販売単価の推移(品質別)はグラフで紹介させていただきます



A材 下呂市場、倉地製材所 (建築用材等)

B材 飛州木工 (集成用材等)

C材 金山チップセンター (パルプ用材等)



A材 下呂市場、県森連 (建築用材等)

B材 県森連 (合板用材)

C材 金山チップセンター (パルプ用材)

森林事業における組合員の皆様の影響について

先程紹介させていただきました木材価格の高騰により下記のような事業精算ができると想定しています。

令和3年4月から組合員を対象とした搬出間伐での事業単価を11,700円/㎡(税抜)から11,500円/㎡(税抜)へと引き下げ、事業費用の軽減を行っています。

木材販売価格の高騰と事業費用の引き下げにより、前年度の、搬出間伐事業地では所有者還元金額が平均186,000円/haとなっていました。令和3年度補助申請済の事業地での実績で、約364,000円/ha程度の還元が出来ている実績となっています。

木材が高く販売できることで、搬出間伐を行わせていただいた組合員の皆様にも、より多くの還元金を返しできています。

※今後の価格動向によりこの紹介事例が変わる場合もあります。

森林所有者の皆様の中には、山はもう価値が無いと思われる方や山の経営を放棄されている方も増えてきていると感じていますが、現状の木材価格は、おおよそ15年前の価格と同等な状況となっています。

これを機に組合員の皆様には、もう一度森林の所有に対する意義や山の価値に対して関心を持っていただきたいと思っています。

当森林組合は、山林は組合員の皆様が先祖から引き継がれた大事な資産だと考えています。

その資産を有効利用して組合員の皆様に還元できるとともに後世に遺していく事が大切な使命だと考えています。

組合員の皆様にも森林整備や森林生産事業に関心を持っていただけるよう、組合だよりやホームページ等で情報発信やPR活動を進めてまいります。

また、地域の森林環境にも配慮した森林整備を進めていきたいと考えていますので、今後とも当組合事業へのご理解とご協力をお願い申し上げます。





事務職員



森林技術職員

安全で丈夫な防護スポンズ。

安全性と意識向上を考慮してユニフォームを揃えました。

組合員相続加入手続きについてのお願い

南ひだ森林組合が発足して23年が経過しました。

その間に組合員様においても、お亡くなりになられた方もお見えになる事と思われま

す。もしも、お亡くなりになっておられる場合には、組合員様の名義変更の手続きを行って頂きたいと存じます。

名義変更手続きが行われていないと、組合員台帳がお亡くなりになった方のお名前のままの状態

で、こちらからのご案内も、亡くなられた方宛にご送付する事となってしまいます。(今回のダイレクトメールは組合員台帳を基に発送をさせて

させて頂いております)

お手数をおかけ致しますが、南ひだ森林組合の出資証券の名義を確認して頂き、変更の必要な方は、下記までお問い合わせ下さい。

問合せ先：0576-26-3551 担当：江間・松田^{えま}

出資証券について

合併以前からの組合員様につきましては、旧森林組合の「出資証券」は合併時に書替を行っていますので無効であり、平成11年2月1日以降発行の「出資証券」が有効であります。

南ひだ森林組合「出資証券」見本



※住所を変更された場合には御連絡下さい。

今回のご案内は組合員の方全員に送付致しております関係で、手続きが必要ない組合員様にもご送付致しておりますこと、ご理解のほどお願い申し上げます。

令和3年12月20日現在